

令和元年

# 議会運営委員会記録

令和元年6月4日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和元年6月4日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時10分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
総務部次長兼 総務人権課長	寄 口 昌 宏	秘書広報課長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局 長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和元年和光市議会6月定例会の会期日程等について  
6月定例会における開会時間の見直しについて

特定事件9 その他議会運営に関することについて  
決算審査の体制等について  
議会報告会について  
その他

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和元年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、6月6日に開会すべく、5月30日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、予算繰り越しの報告が4件、人事案件が1件、条例の制定及び一部改正が4件、補正予算が2件の合計11件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○齊藤克己委員長 市長は公務のためこれで退席いたします。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会6月定例会の会期予定等について、6月定例会における開会時間の見直しについて、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等について、議会報告会について、その他です。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和元年和光市議会6月定例会の会期予定等について議題とします。

提出議案は、報告4件、議案7件です。提出議案の説明をお願いします。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、継続費繰越しの報告について説明いたします。

平成30年度埼玉県和光市水道事業会計のうち南浄水場第1・2配水池改修事業について、執行済みを除く残額を翌年度へ繰越しをしたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成30年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）（第4号）及び（第5号）で計上しました15事業のうち、年度内に終了した事業を除いた14事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第3号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成30年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）で計上しました1事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成30年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び（第3号）で計上しました3事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

なお、報告第2号、報告第3号及び報告第4号において繰り越す事業につきましては、平成30年12月定例会及び平成31年3月定例会において、御審議いただいたものであります。

次に、議案第34号、和光市教育委員会委員の任命について説明いたします。

和光市教育委員会委員の木村玲子氏の任期が令和元年6月8日をもって満了となることから、引き続き、同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、木村玲子氏から、職務上の氏名については、引き続き、旧姓を使用したいとの申し出がありましたので、旧姓の山下を使用しますことを御理解願います。

次に、議案第35号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、建築基準法及び消費税法の一部改正に伴い、建築基準法関係等の事務の申請手数料の額等について所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第36号、消費税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、消費税法の一部改正に伴い、消費税法の対象となる公の施設の使用料及び利用料金を消費税率の引き上げに対応した額に改正するため、関係条例の整備を行いたいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第37号、和光市庭球場設置及び管理条例を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、和光市庭球場の土地賃貸借契約が令和2年3月31日をもって終了することに伴い、和光市庭球場を廃止するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第 38 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付利率を保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間経過後の利率を年 1.5%とする改正を行うため、この案を提出するものであります。

また、保証人が保証する債務の範囲を明記するとともに、災害援護資金貸付の償還方法に月賦償還を加えるものです。

次に、議案第 39 号、令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 3,792 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 263 億 7,064 万 8,000 円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款 2 総務費では、文化芸術創造拠点形成事業助成金やコミュニティ助成事業補助金を追加計上するほか、公共施設マネジメントにおいて民間活用を検討するための施設調査検討業務委託料や広沢複合施設整備・運営事業サービス購入料を増額するなどしております。

款 3 民生費では、幼児教育の無償化に係る経費や学童クラブ指定管理料を増額するなどしております。

款 4 衛生費では、風疹の追加的対策に係る経費を増額しております。

款 8 土木費では、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市道 2002 号線駅前広場他改修工事を追加計上するなどしております。

款 10 教育費では、坂下公民館講堂空調機器更新工事を追加計上するほか、少人数学級推進教員に係る経費を増額するなどしております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款 16 国庫支出金では、先導的官民連携支援事業補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、子ども・子育て支援整備交付金を追加計上するほか、子ども・子育て支援交付金の増額、社会資本整備総合交付金の減額などをしてしております。

款 17 県支出金では、埼玉県子ども・子育て支援整備交付金を追加計上するほか、放課後児童対策事業運営費補助金を増額するなどしております。

款 22 諸収入では、一般財団法人自治総合センターからの助成金を追加計上しております。

款 23 市債では、国庫及び県支出金の内示や起債対象事業費等の変更に伴い、それぞれ減額または増額をしております。

また、歳入歳出調整後の歳入の不足額 6,206 万 8,000 円については、財政調整基金からの繰入金をもって措置しております。

次に、議案第 40 号、令和元年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105 万 9,000 円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ 36 億 338 万 5,000 円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款 1 総務費では、介護報酬改定に対応するための介護保険システム改修として委託料を増額しております。

次に、歳入について説明いたします。

款 6 繰入金では、歳出、介護保険システム改修の委託料の増額に伴い、一般会計からの繰入金を増額しております。

○齊藤克己委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9 時 4 2 分 休憩）

再開します。（午前 9 時 4 3 分 再開）

次に、議案の先議についてです。

初めに、報告第 1 号から報告第 4 号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第 34 号は、人事案件ですので委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に陳情についてです。議会事務局に持参し提出された陳情 1 件を受理しています。受理した陳情は本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 今回郵送で提出された陳情は、配布しましたとおり、平成31年3月27日受理の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、令和元年5月20日受理の辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、令和元年5月29日受理の日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。

以上3件でございます。

○齊藤克己委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配布しましたので御確認ください

では、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回、受理した陳情の審査は、ただ今のとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより、再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

監査報告に対する発言通告書が1件出ていますので報告します。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

一般質問について議長から発言があります。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 一般質問について複数の議員において発言事項とその趣旨が同じである場合で、執行部でも、同一な答弁となる場合は、後続議員における答弁を割愛する場合がありますので御了承ください。また傍聴に来られた市民の方からも、一般質問の重複はいかがかという意見も寄せられておりますので、効率的な議会運営も御考慮いただきながら、一般質問を展開されますようお願いいたします。

○齊藤克己委員長 議長の発言については、会派への周知をよろしく願います。

次に、6月7日金曜日、6月10日月曜日から6月12日水曜日を調査休会、6月24日月曜日を

休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、6月10日月曜日の正午までとしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。

日本共産党から1件意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、6月13日木曜日の総括質疑の本会議終了後に、議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は6月20日木曜日の一般質問3日目の本会議終了後に、議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、補正予算の参考資料として、委託料及び工事請負費の明細を机上配布しました。

なお、この参考資料は公表しませんので、取り扱いや審査時の発言等では御留意いただき、審査が終了次第、事務局へ御返却くださいますようお願いいたします。

休憩します。（午前 9時51分 休憩）

再開します。（午前 9時52分 再開）

次に、今期定例会のポスターは、掲示いたしましたとおりです。

猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 以前のポスターで会期を何月何日から何月何日までと掲載していましたが。その理由として、6月6日で終わると勘違いされて剥がされてしまうケースがあったということで、何月何日から何月何日までと明示する運用になっていたかと思います。そのように直すことが可能かどうか、改めて事務局にお聞きしたいと思います。

○齊藤克己委員長 細野議事課長補佐。

○細野議事課長補佐 3月定例会ではそのような形を取っていたと思いますので、始まりと終わりを同じくらいの大きさのレイアウトで記載するよう修正してよろしいですか。

○齊藤克己委員長 休憩します。（午前 9時53分 休憩）

再開します。（午前 9時54分 再開）

ただいま猪原委員から御意見がありましたが、会期については終了日まで掲載するということがよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕



それでは、そのように決定しました。

なお、ポスターについては議員で分担し市内掲示板に掲示しています。議会終了後は、掲示板から速やかに回収してくださるよう、改めて御留意願います。

次に、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 初めに、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙について報告します。市議会議員選出区分に2名の欠員が生じており、選挙を実施する旨の通知がありましたが、候補者数は欠員2名に対し候補者2名であったため、選挙は行わないこととなりましたので御報告します。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。市議会議員選出議員において4名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。今後、候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、6月議会において選挙を実施することになるので御了承願います。選挙の有無は確定次第御報告させていただきます。なお、告示日が5月7日で、候補者届出受付期間が5月28日から6月5日までとなっております。

○齊藤克己委員長 ただいま議長から発言がありました件は、御承知おきください。

次に、6月定例会における開会時間の見直しについて、議長から提案があります。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 5月20日に開催した会派代表者会議において、開会時間を繰り下げることにについて協議したところ、開会時間は9時30分として試行的に6月定例会から適用することとし、本会議・臨時会・常任委員会は、会期中一律の開会時間とすることについて各会派の賛同を得たところです。つきましては、この点について議会運営委員会にお諮りしたいと思います。

○齊藤克己委員長 それでは、ただいま議長から提案がありましたとおり、今定例会から試行的に開会時間を9時30分とし、本会議・臨時会・常任委員会は、会期中一律の開会時間としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

以上で、次の議会の会期予定についての協議は終了します。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについて議題といたします。

初めに、決算審査の体制等についてです。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、これまでの議会運営委員会において全会一致で、分割付託で審査する旨が申し合わせ事項として決定しております。よって、平成30年度決算審査についても、両常任委員会による分割付託審査でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早目に行う必要があります。昨年度の要求資料を参考にした平成30年度決算の要求資料案を本日配付いたしましたので、各会派へ持ち帰っていただき、内容を検討の上、6月13日の議会運営委員会で決定したいと思います。

休憩します。（午前 9時59分 休憩）

再開します。（午前10時03分 再開）

配付する要求資料は、データ提出が困難なものが含まれるため、紙ベースとなります。御了承ください。

次に進みます。

次回の議会報告会の開催についてを議題とします。

休憩します。（午前10時04分 休憩）

再開します。（午前10時06分 再開）

今回、改選後、新たな議会体制となりましたので、9月定例会終了後、議会報告会を開催することを、お諮りしたいと思いますが、いかがですか。

〔「開催に異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、議会報告会を開催することといたします。また、次の議会報告会の行い方、意見交換会を実施するとした場合のテーマ等と開催予定日についても、次回の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほどよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了します。

今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

6月13日、木曜日、本会議終了後、意見書案の調整、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、決算審査にかかる要求資料について、議会報告会の要領について、議員研修会について。

6月20日、木曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認。

6月25日、火曜日、議員会総会終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。

7月10日、水曜日、9時30分、議会だより編集事前打ち合わせ2回目。

7月17日、水曜日、9時30分、広報議運。

以上となります。御出席くださいますようよろしくお願いいたします。

議長からその他の日程についてです。

吉田武司議長。

○吉田武司議長 議員会の日程についてです。

初めに、監査を6月6日木曜日、本会議終了後に開催します。監事、熊谷議員。会計、内山

議員、小嶋議員です。よろしくお願ひいたします。

次に、役員会及び総会を6月25日火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせの前に行います。役員会は第2委員会室で、その後に総会を全員協議会室で行います。

次に、埼玉県市議会第5区議長会議員研修会が開催されます。日程は8月7日水曜日14時から、場所は新座市民会館大ホールで、講師は跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授、鍵屋一先生です。全議員対象となりますので、欠席する場合は欠席届を事務局へ提出していただきます。

○齊藤克己委員長 ただいまの件については、よろしくお願ひいたします。

そのほかに、何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願ひます。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時10分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己